

都市計画道路 鈴鹿亀山道路

環境影響評価書

要約書

令和3年2月

三重県

目 次

| | 頁 |
|---|------|
| 1. 都市計画対象道路事業の名称..... | 1-1 |
| 2. 都市計画決定権者の名称..... | 2-1 |
| 3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容..... | 3-1 |
| 3.1. 都市計画対象道路事業の目的..... | 3-1 |
| 3.2. 都市計画対象道路事業の内容..... | 3-2 |
| 3.2.1. 都市計画対象道路事業の種類..... | 3-2 |
| 3.2.2. 都市計画対象道路事業実施区域..... | 3-2 |
| 3.2.3. 都市計画対象道路事業の規模..... | 3-2 |
| 3.2.4. 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数..... | 3-2 |
| 3.2.5. 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度..... | 3-2 |
| 3.2.6. 都市計画対象道路事業に係る道路の区間..... | 3-2 |
| 3.2.7. 都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量及び構造の概要..... | 3-4 |
| 3.2.8. 都市計画対象道路事業に係る工事計画の概要..... | 3-5 |
| 3.2.9. 都市計画対象道路事業に係る道路のインターチェンジ等区域の位置..... | 3-7 |
| 3.2.10. その他の事業の内容に関する事項..... | 3-9 |
| 4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）..... | 4-1 |
| 4.1. 自然的状況..... | 4-2 |
| 4.2. 社会的状況..... | 4-5 |
| 5. 配慮書における調査、予測及び評価の結果..... | 5-1 |
| 6. 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解..... | 6-1 |
| 7. 配慮書の案又は配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解..... | 7-1 |
| 7.1. 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解..... | 7-1 |
| 7.1.1. 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解..... | 7-1 |
| 7.1.2. 関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解..... | 7-2 |
| 7.2. 配慮書についての関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解..... | 7-3 |
| 8. 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解..... | 8-1 |
| 9. 方法書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解..... | 9-1 |
| 10. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法..... | 10-1 |
| 10.1. 専門家等による技術的助言..... | 10-1 |
| 10.2. 環境影響評価の項目..... | 10-2 |
| 10.3. 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法..... | 10-4 |
| 11. 環境影響の予測・評価、環境保全措置及び事後調査についての専門家等による技術的助言..... | 11-1 |
| 11.1. 準備書検討段階における専門家等による技術的助言..... | 11-1 |
| 11.2. 評価書検討段階における専門家等による技術的助言..... | 11-3 |
| 12. 環境影響の総合的な評価..... | 12-1 |
| 13. 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見を有する者の意見と都市計画決定権者の見解..... | 13-1 |
| 14. 準備書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解..... | 14-1 |
| 15. 国土交通省中部地方整備局長及び都市計画同意権者の意見と都市計画決定権者の対応..... | 15-1 |

※本評価書要約書の目次及び本文においては、三重県公報に記載されている「都市計画対象事業」は「都市計画対象道路事業」と、「都市計画対象事業が実施されるべき区域」は「都市計画対象道路事業実施区域」と表記しています。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承認番号 令元情複、第420号）
なお、地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。